

## 第3回 金融資産の譲渡

そのう ひろゆき  
公認会計士 園生 裕之

### 1. はじめに

第3回は、金融資産の譲渡について取り上げる。前回（1月号）において、金融資産の発生の認識規準と消滅の認識規準との関係など、発生と消滅、双方に跨る論点を取り上げたが、今回は、消滅の認識の論点に焦点を当てる。

文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

本稿では、会計基準等を以下のように略称する。  
金融商品会計基準：

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）

金融商品実務指針：

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 最終改正 平成26年11月28日 日本公認会計士協会）

### 2. 金融資産の消滅の認識要件

金融資産の消滅を認識しなければならないのは、次のときである（金融商品会計基準第8項）。

- 金融資産の契約上の権利を行使したとき
- 金融資産の契約上の権利を喪失したとき
- 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したとき

このうち、上の2つは、法律又は契約により時点が決定されるが、最後の1つについては、会計基準において要件が定められている。それは、次の要件すべてが満たされていることである（金融商品会計基準第9項）。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

金融資産は、その消滅の認識要件を満たした場合に、当該金融資産の消滅を認識する、すなわち、貸借対照表への計上を中止するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する（金融商品会計基準第11項）こととなるため、金融資産の譲渡において、消滅認識要件を満たすか否かの判断は重要である。その判断には、譲渡対象金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したとされるための要件を満たすかどうかを検討することが必要となる。当該要件が金融資産の消滅の認識要件と称されることがあるが、金融資産の契約上の権利に対する支配の他への移転は、金融資産の消滅を認識しなければならない事象の1つであるため、正しい表現ではない。本稿では、当該要件を「支配移転要件」と称し、(1)、(2) 及び (3) の要件をそれぞれ、第1の要件、第2の要件及び第3の要件と称することとする。

また、支配移転要件を満たした場合には、金融資産の消滅を「認識することができる」と表現されることがあるが、これも正しい表現ではない。支配移転要件を満たした場合には、選択の余地なく金融資産の消滅を認識しなければならないのであり、支配移転要件を満たすか否かを明らかにしない限り、会計処理を決定することはできない。支配移転要件を満たさない譲渡契約において、現金等の対価を受領したときには、売買取引ではなく金融取引（譲渡対象資産を担保とする借入れ）として処理することになると考えられる（金融商品会計基準第58項（3）参照）が、財務諸表への影響に重要性が乏しい場合を除き、支配移転要件を満たすか否か明らかにしないまま、そのような会計処理を行うことは、売却益の計上回避される場合であっても容認されるものではない。

### 3. 金融商品会計基準の背景にある考え方

金融商品会計基準においては、金融資産の消滅の認識に財務構成要素アプローチが採用されている。財務構成要素アプローチとは、金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される

財務構成要素の存続を認識する方法である。財務構成要素アプローチの対極は、リスク・経済価値アプローチであり、譲渡後においても譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係を有する条件付きの金融資産の譲渡については、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法である（金融商品会計基準第57項参照）。

財務構成要素アプローチにおける財務構成要素には、将来の現金の流入、回収サービス権、信用リスク及びその他の要素がある（金融商品実務指針第30項）。つまり、金融資産を譲渡する場合に、譲渡後において譲渡人が遡求権や買戻特約等を保持したり、回収サービス業務を遂行する場合でも、将来の現金の流入を得る権利に対する支配が他に移転しているのであれば、当該権利に相当する部分については消滅を認識することになる。金融商品会計基準において財務構成要素アプローチが採用されたのは、金融資産の流動化・証券化の進展により、上記のように金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなると想定され、そのような場合には、金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識しないと、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないこととなると考えられたことが背景にある（金融商品会計基準第57項参照）。

なお、金融資産の流動化・証券化取引は、一般に、債権を信託又は組合等の特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社が譲り受けた債権を裏付けとする証券を発行し、当該債権から生じる収益を証券の保有者に享受させることにより行われる。多くの場合、金融資産の流動化・証券化取引の主たる目的は、資金調達である。金融資産の譲受人は、実質的には証券保有者であるが、法形式上は特別目的会社となる。支配移転要件の趣旨を理解し、正しく適用するためには、これらの点を意識する必要がある。

#### 4. 第1の要件

3.で述べたとおり、金融商品会計基準では財務構成要素アプローチが採用されているものの、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることは必要であるとされ、第1の要件が設けられている（金融商品会計基準第58項（1））。回収サービス権、信用リスク及びその他の要素は、将来の現金の流入とは別の財務構成要素であるとはいつても、これらの要素が譲受人に移転していないことなどを理由として法的に譲渡として扱われないのであれば、支配が移転したとは認められないということである。第1の要件は、倒産隔離の要件とも呼ばれている。

第1の要件を満たしているかどうかは、次の点を考慮して判定する（金融商品実務指針第31項）。

① 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができるか否か

② 譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれた場合、管財人が当該譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できるか否か

上記②に関しては、第三者対抗要件を満たしていれば、譲渡金融資産は法的に保全されているものとして取り扱われるとされている（金融商品実務指針第31項）。第1の要件における譲渡人の債権者（2.の（1）の記述参照）には、譲渡金融資産に係る債務者が譲渡人に対する債権を有する場合の当該債務者も含まれ、当該債務者は当該債権と譲渡された金融資産とを相殺することができるかと解されていることから、第1の要件を満たすには、第三者対抗要件だけではなく、債務者対抗要件を満たす必要があることになる。それにも関わらず、第三者対抗要件で足りるとされたのは、以下の点が考慮されたものである（金融商品実務指針第246項）。

- 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）では容易に第三者対抗要件を満たす方法が定められているが、債務者対抗要件については債務者の保護の立場から、そのような措置を採っていないこと

- 現状では債務者対抗要件を満たす行為は一般的ではなく、手間も費用もかかること

- 金融商品会計基準は法的保全として第三者対抗要件を想定していると解されること

- 債権譲渡特例法による債権の流動化の促進を阻害しないこと

一方、指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法第467条第1項）。また、この通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（民法第467条第2項）。したがって、債務者対抗要件を満たしたうえで、第三者対抗要件を満たすことになる。

金融商品実務指針第246項（結論の背景）には、「なお、債務者対抗要件を満たした時点で存在する債務者の譲渡人に対する債権は譲渡された金融資産と相殺できると解されている。」とも記載されていることから、譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれた場合に譲渡債権に対する譲受人の権利に優先する債務者の相殺権についても検討されていることがわかる。したがって、金融商品会計基準及び金融商品実務指針においては、債権譲渡特例法による譲渡であるか否かに関わらず、当該相殺権の存在については、第1の要件の適用上、考慮することを求めてはいないと考えられる。

上記のとおり、第三者対抗要件を満たしていれば、譲渡金融資産は法的に保全されているものとして取

り扱うものとされているものの、譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の返還請求権の対象となる状態にあるかどうかについては、個々の状況において法的に有効かどうか判断することが必要であり、場合によっては高度な法律上の解釈を要し、弁護士等法律の専門家の意見を聴取したうえで判断しなければならないこともある（金融商品実務指針第248項）。特に以下のような場合が例として挙げられる（監査・保証実務委員会実務指針第90号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」（平成17年9月30日 最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会）（以下「監保実90号」という。）Q17のA）。

- 譲渡した金融資産の残高に占める譲渡人による信用補完（例えば、譲渡した金融資産に係る一定の劣後信託受益権の保有、譲渡代金の支払留保、現金準備金の差入れ、債務保証、買戻し義務など。）の比率が高い場合
- 譲渡した金融資産がキャッシュ・フローの不安定な不良債権等である場合

第三者対抗要件を満たしていれば、譲渡は法的に有効であり、倒産した譲渡人の管財人からの返還請求にも対抗できるように思われるかもしれないが、判例があるわけではなく、譲渡が対象資産の適正な価額で行われていなかったり、譲渡人による信用補完の比率が高かったりする場合には、法的に譲渡（真正譲渡）と認められず、契約上の譲渡対象資産を担保（譲渡担保）とする資金貸借取引と判断される可能性がある。金融資産の流動化・証券化取引を行う場合、適正な価額で譲渡を行うことは当然として、信用補完を有する場合には、法律意見書等により、弁護士等法律の専門家の意見を入手しておかないと、会計処理の判断根拠が十分とはいえないであろう。

監保実90号Q17のAには、法律意見書の利用に関する監査上の留意事項が記載されているが、法律意見書は、財務諸表作成者としての会計処理決定根拠となるものであることから、金融資産の流動化・証券化取引を行う企業も同様に留意する必要があると考えられる。具体的には、以下の事項である。

- 法律意見書には、以下と同様の趣旨の表現が含まれているか確かめる。

「××売買契約に基づくA社（譲渡人）からB社（譲受人）に対する××（譲渡する金融商品）の譲渡は真正な売買であり、A社が破産手続、会社更生手続又は民事再生手続において、裁判所により××（譲渡する金融商品）が破産財団、更生会社又は民事再生手続に服するA社の財産に属するものであってB社の権利は破産手続、会社更生手続又は民事再生手続に服する担保権であると判断されることはない。」

特別目的会社への譲渡の対価として当該特別目

的会社が発行した証券等を取得し、当該証券等を他へ譲渡する場合には、特別目的会社への金融資産の譲渡と当該特別目的会社が発行した証券等の他の譲渡の2つの譲渡取引について、上記の意見が述べられているか確かめることが必要と考えられる。

- 限定条件がある場合には、その内容を吟味する。例えば、以下の事項が考えられる。
  - ▶前提とされている事項が実際に行われる取引に即しているか（特に信用補完の網羅性及び比率）
  - ▶法律専門家の見解を入手しなければならない事項が前提とされていないか
  - ▶売却取引として会計処理することが前提とされていないか
  - ▶信用補完の水準については、当事者間の合意に基づいて定めていることだけが結論の根拠とされていないか
  - ▶監査人に開示することができないような制約はないか

なお、上記以外にも、経営者の利用する専門家の業務を監査人が利用する場合における監査の基準の適用指針が監査基準委員会報告書500「監査証拠」（平成23年12月22日 日本公認会計士協会）A34項からA48項に示されており、法律専門家を利用するにあたり、予め理解しておくことが望ましい。

## 5. 第2の要件

第2の要件は、譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることを求めるものである（金融商品会計基準第58項（2）参照）。

譲受人が次の要件を満たす特別目的会社である場合、第2の要件は、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして適用される（金融商品会計基準（注4））。

- （1）特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- （2）特別目的会社の事業が、（1）の目的に従って適正に遂行されていると認められること

この場合、当該証券保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を間接的に通常の方法で享受できることが求められる。特別目的会社が信託の場合には受益権、組合の場合には出資金が上記の「証券」に該当する。また、譲渡金融資産及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、他の資産及び収益へ遡及しない債務（いわゆるノンリコース・ローン）

についても、上記の「証券」に含まれると解することが適当と考えられる。

この取扱いにより、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）の全部又は一部を保有することになる場合、証券等の保有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるため、当該保有部分の譲渡はなかったものとされる。当該全部又は一部に対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない（金融商品実務指針第40項）。

譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を享受する方法には、当該金融資産の譲渡も含まれる。譲渡制限や買戻条件については、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約されるか否かを検討することになる。譲受人が特別目的会社の場合は、当該特別目的会社が発行する証券の譲渡制限や買戻条件も併せて検討することとなる。第2の要件の適用上、譲受人とみなされる証券保有者にとっては、当該証券の譲渡制限がない限り、特別目的会社における譲り受けた金融資産の譲渡制限があっても、譲渡金融資産の契約上の権利を間接的に通常の方法で享受できると考えられる。ただし、譲渡人による譲渡金融資産の買戻条件がある場合は、特別目的会社が発行する証券の配当、利払い、償還等への影響を考慮する必要があると考えられる。

買戻条件については、譲渡人が譲渡資産を買い戻す権利を有するために、譲受人は当該権利行使に備えて譲渡資産を譲渡することができない場合は、実質的な譲渡制限となるため、支配の移転の制約となる。例えば、譲渡人の譲渡金融資産が市場からいつでも取得できるものでなく、かつ、譲渡人の買戻価格が固定価格である場合である。この場合、譲受人は、いつ譲渡人から買戻権の行使を受けるかわからないので当該金融資産を自由に処分することができない。また、買戻価格が固定価格で確定しているため、当該金融資産の契約上の権利を通常の方法で享受できない（金融商品実務指針第250項）。

一方、譲渡制限があっても通常の場合であれば譲渡可能であるか、譲渡人の買戻権のために譲渡できないとしても権利行使されたときに第三者に対して売却する場合と同一の現金を獲得できると考えられるようなものであれば、譲渡人から譲受人への支配の移転が認められる。

支配の移転が認められる譲渡制限又は買戻条項としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ① 譲受人に最も有利な第三者からの購入の申込みと同一条件による譲渡人の優先的買戻権の存在（金融商品実務指針第32項）

同一の条件による売却であれば、売却先が譲渡

人に限定されても譲受人が金融資産の契約上の権利を享受できることに変わりないと考えられる。

- ② 譲受人が売却又は担保差入れをする場合に、回収が不経済となる、あるいは、債務者を困難な状況に置くことがないか検討するための譲渡人の承認（金融商品実務指針第32項）

承認を不合理に留保する場合を除いて、譲受人に譲渡制限があるというほどのものではない（金融商品実務指針第249項）。回収が不経済となる、あるいは、債務者を困難な状況に置くことがある場合、売却又は担保差入れは、譲受人が金融資産の契約上の権利を享受する通常の方法ではないと考えられる。

- ③ 譲受人が譲り受けた資産を多数の第三者に売却することができる場合における譲渡人の競争相手への売却禁止（金融商品実務指針第32項）

譲渡人の競争相手以外にもほぼ同一の条件で売却することができる相手を容易に見つけることができると考えられる。逆に当該競争相手が唯一の潜在的な買手である場合には支配の移転が認められない（金融商品実務指針第249項）。

- ④ 譲渡金融資産が市場でいつでも取得することができるものである場合における譲渡人の買戻権の存在（金融商品実務指針第33項）

譲渡人に買戻権があっても、譲受人は売却など当該金融資産を自由に処分し、譲渡人から買戻権の行使を受けたときに直ちに市場から取得して売り戻すことができる（金融商品実務指針第250項）。

- ⑤ 買戻価格が買戻時の時価である譲渡人の買戻権の存在（金融商品実務指針第33項）

たとえ譲渡金融資産を市場からいつでも取得することができるとは限らない場合であっても、再取得価格が、譲渡人が買い戻す時の時価であるときは、譲受人は第三者に対して売却する場合と同一の現金を獲得できる（金融商品実務指針第250項）。

なお、子会社に対して金融資産を譲渡した場合、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成20年12月26日 最終改正 平成25年9月13日 企業会計基準委員会）第6項より、親会社は子会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配していることになるので、譲渡金融資産が市場でいつでも取得することができるものでない場合、親会社の個別財務諸表において、金融資産の消滅を認識することができないように思われる。しかし、この点、実務上は、当該子会社が独自の意思を持たない事業体（特別な目的のためだけに組成された事業体など）である場合を除き、子会社に当該金融資産の契約上の権利に対する支配を移転することに合理性があり、かつ、仮に子会社が当該金融資産を第三者に譲渡する際に、事実上、親会社

の同意又は承認が必要であるとしても、親会社が自らの利益のため子会社の利益を犠牲にして不合理に留保するということがないのであれば、親会社から子会社への支配の移転は認められると解されているものと考えられる。ただし、その結果、多額の譲渡益を認識することになる場合などは、子会社に当該金融資産の契約上の権利に対する支配を移転することの合理性について、外部の利害関係者が納得しうる十分な説明が可能であるかどうか、特によく検討することが必要と考えられる。

## 6. 第3の要件

第3の要件は、債券の売却約定と買戻約定を同時に行う債券現先取引のように、買戻すことにより当該取引を完結することがあらかじめ合意されている取引については、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められないとするものである（金融商品会計基準第58項（3）参照）。

また、この要件は、金融商品会計基準適用開始前にしばしば行われていた、政策投資株式（発行会社との取引関係強化などの目的で保有する株式）の売却と直後の買戻し（典型例は、証券会社を介して売却約定と買戻し約定を同時に行う、いわゆるクロス取引）による売却益の計上を排除することも意図していたものと思われる。金融商品実務指針第42項では、具体的に、次のような場合で、譲渡人が譲受人から譲渡した金融資産を再購入又は回収する同時の契約があるときには、第3の要件を満たさないとしている。

- 金融資産を売却した直後に同一の金融資産を購入した場合
- 金融資産を購入した直後に同一の金融資産を売却した場合

ある銘柄の株式を売却する場合、通常は、保有目的区分ごとに取得原価を通算（簿価通算）して売却原価を算定する（金融商品実務指針第79項）が、購入の直後に売却した場合、当該購入金融資産と保有する同一銘柄との簿価通算はできないとされている。さらに、譲渡価格と購入価格が次のような場合には、譲渡人が譲受人から再購入又は回収する同時の契約があると推定するとされている（金融商品実務指針第42項）。

- 譲渡価格と購入価格が同一の場合
- 譲渡の決済日と購入の決済日に期間があり当該期間に係る金利調整が行われた価格である場合

「金融商品会計に関するQ&A」（平成12年9月14日 最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会 会計制度委員会）（以下「金融商品Q&A」という。）Q12のAには、さらに次のような詳細な取扱いが記載されている。

- 第3の要件に関しては、譲渡人が譲渡した金融資

産を時価で買い戻すとしても売却処理は認められない。

- 譲渡人が譲受人から再購入又は回収する同時の契約の存在は法形式ではなく、書面によるもの、口頭によるもの、売り買いの注文を同時に行うものなど、実質によって判断すべきものと解される。
- 金融資産を売却した直後に同一の金融資産を購入した場合又は金融資産を購入した直後に同一の金融資産を売却した場合、5営業日までは直後と考えられる。
- 上記の取引における譲渡価格と購入価格がともに取引時の時価であるからといって必ずしも売却処理が認められるわけではなく、実質的に相対取引になっていると解される等、取引の実態によっては売却処理が否定されることもある。
- 金融資産の譲渡と同時に譲受人との間にデリバティブ契約を締結することなどにより、譲渡人が譲渡金融資産の価格変動リスクを実質的に負うこととなる場合には、実務指針第42項で定める「譲渡価格と購入価格が同一の場合」に該当する可能性がある。

## 7. 買戻条件の取扱いの整理

4から6において、支配移転要件について個別に論点を述べてきたが、いずれの要件においても登場する買戻条件については要件適用上の混乱も見受けられることから、まとめて整理しておきたい。

買戻条件は、大きく分けると、譲渡人の買戻義務、譲渡人の買戻権、譲渡人が買い戻す権利及び義務（すなわち買戻契約）の3つである。

譲渡人の買戻義務は、固定価格である場合（下限を定めている場合を含む。）、譲渡金融資産の信用補完となり得る。信用補完は、財務構成要素アプローチの下では、本来、支配の移転の制約にはならないが、法的に譲渡と認められるか否かの判断に影響するため、第1の要件に関連する。

譲渡人の買戻権は、5.で述べたとおり、譲渡人による実質的な譲渡制限となり得るため、第2の要件に関連する。

譲渡人が買い戻す権利及び義務は、正に第3の要件に関連するものである。第3の要件は、譲渡人が買戻義務を負っているが、同時に同条件での買戻権を有していない場合、又は、譲渡人が買戻権を有しているが、同時に同条件での買戻義務を負っていない場合を対象とするものではない。あくまでも実質で判断（推定を含む。）するが、譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利と義務の両方を有していなければ、要件を満たすことになる。

債権の流動化・証券化取引においては、原債務者による原債権の期限前償還やデフォルト等の限定し

た場合においてのみ譲渡人が買い戻すことができる  
とすることがあるが、買戻価格が譲渡価格から著し  
く低い価格でない限り、買戻しは譲渡人にとって不  
利な条件と考えられる。このような買戻条件は、実  
質的に買戻権ではなく買戻義務と考えられる（金融  
商品Q&A Q10のA）ため、第1の要件の適用にお  
いて考慮する事項となる。

譲渡人にとって不利な条件でないときにのみ買い  
戻す権利があるケースでも、その権利行使が限定し  
た事象（デフォルト又はクリーンアップ・コールの  
対象となる譲渡金融資産残高の減少等）が発生した  
場合においてのみ行われ、また、譲渡金融資産と同  
様の資産全体や特定された個々の債権を対象とする  
ものではない場合には、第2の要件を満たす制約に  
はならないと考えられる（金融商品実務指針第33  
項及び金融商品Q&A Q10のA）。

上記のクリーンアップ・コールとは、流動化資産

の残高が当初金額の一定割合を下回った結果、回収  
サービス業務コストの見合いから譲渡人が当該残高  
を買い戻す権利である。これは、重要性の観点から  
支配の移転を認めることとしたとされたものである  
（金融商品実務指針第250項）。本来、クリーンア  
ップ・コールは、ほぼ確実に権利行使されると考え  
られるため、当該部分については、実質的な買戻契  
約が存在し、第3の要件を満たさないと考えられ  
る。したがって、ここでいうクリーンアップ・コー  
ルとは、買戻しの条件として定めた当初金額の一定  
割合が、回収サービス業務コストの見合いから譲渡  
人が買い戻すことが合理的と考えられるほど少額で  
重要性に乏しい水準であるものに限定されると考え  
られる。

以 上

## トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来39年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）を  
はじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会  
計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

### 〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載